感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第百六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第十八条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合においては、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の予防接種済証には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種に関する次に掲げる事項を記載するものとする。 一～五　（略） **第二十条**　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第三百七十七号）附則第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一　心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者 二　免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者 三　免疫の機能を抑制する治療を受けている者 四　免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者 五　神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者 六　染色体に異常を有する者 七　血液疾患にかかっている者（十八歳以上であって、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く。） 八　十八歳以上であって、インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者 九　十八歳以上であって、睡眠時無呼吸症候群の患者 十　十八歳以上であって、重い精神疾患にかかっている者 十一　十八歳以上であって、知的障害を有する者 十二　十八歳以上であって、ＢＭＩ（次の算式により算出した値をいう。）が三十以上である者 $\mathrm{BMI} = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$ 十三　十八歳未満であって、代謝性疾患にかかっている者 十四　十八歳未満であって、悪性腫瘍の患者 十五　十八歳未満であって、膠原病の患者 十六　十八歳未満であって、内分泌疾患にかかっている者 十七　十八歳未満であって、消化器疾患にかかっている者 十八　前各号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化するおそれが大きいと医師が認める者	**第十八条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合においては、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の予防接種済証には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種に関する次に掲げる事項を記載するものとする。 一～五　（略） （新設）

附　則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。